

入札等監視委員会 審議概要

(ホームページ掲載日：令和4年4月12日)

開催日及び場所		令和4年3月14日(月) 中会議室		
委員		藤枝 智昭 (ジャーナリスト) 中村 道子 (公認会計士) 中田 勝也 (弁護士)		
審議対象期間		令和3年7月1日～令和3年12月31日		
審議対象案件		16件 うち、1者応札案件 10件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 1件		
抽出案件		5件 うち、1者応札案件 4件 (抽出率 31.3%) (抽出率 40.0%) 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0件 (抽出率 0.0%)		
抽出案件内訳	工事	一般競争	1件 うち、1者応札案件 1件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0件	
		指名競争	公募型指名競争	0件 うち、1者応札案件 0件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0件
			工事希望型競争	0件 うち、1者応札案件 0件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0件
			その他の指名競争	0件 うち、1者応札案件 0件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0件
			随意契約	0件 うち、1者応札案件 0件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0件
	物品 役務	一般競争	3件 うち、1者応札案件 2件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0件	
		指名競争	公募型競争	0件 うち、1者応札案件 0件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0件
			簡易公募型競争	0件 うち、1者応札案件 0件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0件
			その他の指名競争	0件 うち、1者応札案件 0件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0件
			随意契約	公募型プロポーザル
		簡易公募型プロポーザル		0件 うち、1者応札案件 0件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0件
		標準型プロポーザル		0件 うち、1者応札案件 0件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0件
		その他の随意契約		1件 うち、1者応札案件 1件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0件
(特記事項)				

	意見・質問	回答等
委員からの意見・質問、それに対する回答等	(詳細に記述すること。) 別紙議事録のとおり	(詳細に記述すること。) 別紙議事録のとおり
委員会による意見の具申又は勧告の内容 [これらに対し部局長が講じた措置]	特になし	

事務局：農林水産技術会議事務局筑波産学連携支援センター総務課

(注1)必要があるときは、各事項を著しく変更することなく、所要の変更を加えることができる。

(注2)公益社団法人等とは、公益社団法人又は公益財団法人（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第42条第1項に規定する特例社団法人又は特例財団法人を含む。）をいう。

委員からの意見・質問、それに対する回答等

意見・質問	回答等
<p>○出入管理システム更新工事</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本工事は建築工事に該当するか。仕様書に建築工事修繕と電気設備工事修繕の2つの工事種別がある。落札事業者は、どのような会社か。 ・電気設備工事は、どこが施工したのか。 ・契約書第6条（一括委任又は一括下請の禁止）には該当しないか。 ・仕様書の特記仕様にシステムのメーカー名の記載あるがメーカーを指定しているということか。 ・このメーカーは代理店等でしか扱えないものか、どの建築会社でも扱えるものか、機器を指定していることによって、入札に参加する会社が少なくなっているのではないか。 ・製品が30年末に廃盤となっているなどの情報は、どのように把握したのか。 ・追加設置工事の受注事業者は何処か。 	<ul style="list-style-type: none"> ・建築工事で契約している。落札事業者は、建築の請負事業者であり、電気設備工事はできない。 ・電気専門の会社が、協力会社（下請）として入っており、その会社が施工している。 ・電気設備工事は主にインターネットのLANケーブルの部分だけであり、工事規模、金額とも全体の10%にも満たないことから、該当しない。 ・今回の工事は部分更新であり、既存のシステムと同じ会社製でないとシステムが稼働しないため、メーカー指定している。 ・メーカーが、卸先を限定しているがどうかという情報は得ていないため、どの建築会社でも扱えるかどうかという点は、把握していない。 ・以前、同システムの機器の追加設置工事を行った際、メーカーから既存の機器は廃盤であるとの情報を得た。 ・今回の落札事業者と同一である。

意見・質問	回答等
<ul style="list-style-type: none"> ・当該事業者は、いつ頃からこの設備については関わっているのか。 ・予定価格はどのように算出したのか。 ・機器の価格は、カタログ価格等で調べられるが、工事価格の算出は難しいのではないか。 ・落札率が非常に高い結果となっている。積算が正確だったと言えるのかはわからないが、適正な価格設定だったということか。 ・予定価格の算出のために徴取した参考見積書の金額が、1回目の落札に近い金額ということが考えられる。 ・一者応札であること、落札率が高いことがこの件について気にかかるところであり、どう競争原理を働かせるか、また、価格設定についても、もっと広く参考見積書を取り、慎重に行うべきである。 	<ul style="list-style-type: none"> ・追加設置工事の際から、関わっている。 ・事業者から徴取した参考見積書により工事の項目について確認し、機器の価格はメーカーのカタログ価格を調べ、算出している。 ・国交省が出している基準等も参考にでき、また、工事内容によって工数の想定は担当が行うことが可能であるため、それらを基に積算している。 ・落札率が高かったのは結果であり、予定価格が適正でなかったとは認識していない。今回、2回目の入札で落札決定にしたということが高い入札率に至った要因の一つとしては考えられる。 ・事業者側が参考見積書段階の金額で落札できると見込んでいたかどうかは、わかりかねる。 ・ご指摘を踏まえ、検討したい。

意見・質問	回答等
<p>○医科診療報酬システム</p> <ul style="list-style-type: none"> ・（背景としてお聞きしたいが）このシステムは、センターに診療所があり、その診療報酬を計算するものという理解でよいか。 ・センターに診療所を置かなければならない理由は何か。工場等であれば、事故の対応等で医師を常駐させるという必要性もあると考えられるが、センターの場合はそうした危険性もないと思われる。 ・農林水産省共済組合が運営しているとのことだが、国が費用負担しているのは、人件費、設備のどちらになるのか。本システムは国費で負担しているが。 ・本システムのソフトウェアとパソコン機器の組み合わせの構成になっていると解するが、予定価格はどのように積み上げたのか。 ・本診療所は、何年前に設置されたのか。利用者数はどの程度か。 ・40年以上前に設置されたということになるが、現在、近隣の医療体制が整っている状況下において、費用をかけて診療所の運営を継続していく必要性を検証すべきではないか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・農林水産省筑波診療所という名称で、国が開設し、農林水産省共済組合が運営している。本システムは、診療報酬を計算するシステムである。 ・当センターに診療所が設置されているのは福利厚生のためであり、診療時間も午前又は午後のみといった規模で運営している。 ・所属所として医師の雇い入れ（人件費）、必要な設備を当センターが用意している。処方される医薬品については、共済組合が購入している。 ・予定価格は、参加事業者からの参考見積書を基に算出している。 ・設置は昭和53年に設置している。診療時間の範囲で可能な人数となる。 ・コスト面での課題は認識しているところである。

意見・質問	回答等
<p>○ネットワークサービスシステム設計・開発、賃貸借、運用支援及び保守</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 契約方法が、一般競争契約（総合評価）であるが、総合評価というのは、どのような契約方式か。 ・ 価格点と技術点の比率が1対1になっているのは何故か。 ・ 本件を総合評価方式にする理由は何か。 ・ 本システムは概ね4年ごとにシステム更改しているとあるが、前回或いは従来の更改時において、他の応札者はあったのか。 ・ 方式を総合評価にしても、複数社の応札する仕組みがなければ、結果として意味がないのではないか。価格規模に対して、意見招請から落札者決定まで5か月程度という期間はスケジュール的に厳しいと思われる。他の事業者に対し応札しなかった理由について調査はしているか。 ・ 予定価格算出について、何か参考にしたものはあるか。落札した事業者からの参考見積書をそのまま使用していることはないのか。 ・ 調達期間が短いことが、既存の受注事業者の優位性につながる可能性があると思われる。初めて応札しようとする事業者は、人 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 価格と技術的な要素を組み合わせることで落札者を決定する方法となる。 ・ 情報システムの総合評価落札方式では、比率は定められたものとなっている。 ・ 価格のみによらず、より高い技術のシステムを求めるため、本方式を採用しているところである。 ・ 従来の更改時においても、仕様書の受け取りは複数社あるものの、応札したのは当該事業者のみである。 ・ アンケートを実施しているところであるがなかなか提出していただけない状況である。スケジュールについては、厳しいかもしれないが、省のシステム調達を統括している部署に仕様書内容を相談し、助言等得ながら決定しており、それに基づいたスケジュールで執行しているところである。 ・ 参考見積書、現在のシステムにおける工数の実績等を参考に算出している。参考見積書の全部を採用するのではなく、標準価格等は参考にし、過去の割引実績を乗ずるなどして算出している。 ・ 事業者の方々に、意見や要望を聞く機会やその方法等を検討し、より多くの事業者が参加できるような体制を考えていきたい。

意見・質問	回答等
<p>員の確保等、非常に大変になることが予想される。1者応札を避けていくためには、受注者側の視点に立った応札しやすい環境を作るのが官側に求められる。民側は意見を出しづらい面もあるかと思われるため、そうしたことも考慮し、検討していったほしい。</p>	
<p>○MAFFIN回線の集約用スイッチ</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ・本機器は、機器の更新になるのか。更新であれば、初めての更新となるのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・今回が、最初の更新となる。
<ul style="list-style-type: none"> ・最初に導入した際は、今回と同じメーカーの機器だったのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・前は、別のメーカーの機器が納入されており、落札した事業者も今回の応札者とは別の会社になる。
<ul style="list-style-type: none"> ・今回、1者応札となっているが、他に関心を示した事業者はなかったのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・応札事業者の他に、1社が仕様書を受け取ったが、応札いただけなかった。
<ul style="list-style-type: none"> ・応札いただけなかった理由の調査はしたか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・アンケートを提出いただいております、「(その事業者が)提案予定の機器が、仕様を満たさなかったため」という回答を得ている。
<ul style="list-style-type: none"> ・仕様を満たさなかったというのは、機器の性能のことかと思うが、性能を下げた仕様への変更というのは可能なのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・機器の処理能力等の性能については、MAFFIN回線の通信量に合わせた仕様としているところであり、性能を下げることは困難である。 事業者側の仕様を満たさなかったということが、具体的にどのような性能であるのかは定かでないが、事前に質問等は受け付けており、当方の仕様を満たすかどうかの確認は示すことはできる。
<ul style="list-style-type: none"> ・質問の受け付け期間はどの程度か。 	<ul style="list-style-type: none"> ・質問の締め切りは、入札公告から18日後であった。

意見・質問	回答等
<ul style="list-style-type: none"> ・ 性能的な問題で入札に参加できないことは企業側にとって残念なことである。本入札で改善する点があるとすれば、十分な質問の受付期間をとるなどして、事業者が対応しやすい環境を作ることではないか。 <p>○農林水産省研究ネットワーク(MAFFIN) 相互接続回線提供業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 契約方法が随意契約（公募）となっているが、公募した後に随意契約するというのか。 ・ この案件に限らず、公募して応募があった例はあるか。 ・ 公募していると言っても、要件を満たした事業者に周知がなされているのか。周知されていないければ制度が機能していないのではないか。 <p>○その他（全体を通して）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 1者応札について、どうやって競争原理を働かせ、外部から公正だと思わせる形にできるかということは、この委員会で議論している以上、改善できるところは進め、一者応札を極力排除する努力をお願いしたい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業者側の要望、意見を聞き取り、どの程度の期間があれば参加できるのかといったことを掘みつつ、当方の調達手続きは早めに進めるよう改善を図っていきたい。 ・ 本件の受注事業者との随意契約を前提としているが、当該事業者以外で要件を満たし、受注を希望する事業者がいらないか確認するための公募を行うものである。要件を満たした応募があれば、一般競争入札に切り替えることになる。 ・ 過去には例がない。 ・ 公募することで周知されていると認識しているが、公募の方法（広報）については、引き続き検討したい。 ・ 承知した。